

# 独立行政法人国立公文書館移管元行政機関等利用細則

平成 23 年 4 月 1 日  
最終改正 令和 4 年 3 月 28 日  
館 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号。以下「利用等規則」という。）第 28 条の規定を実施するため、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等（以下「移管元行政機関等」という。）が、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 24 条に定める特例の適用を受け、当該特定歴史公文書等を利用する場合（以下「利用」という。）の手続は、この定めによる。

(利用日)

第 2 条 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、利用等規則第 28 条に基づく利用に関する業務を、以下に掲げる日を除き、東京本館において実施する。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 三 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- 四 その他法令により休日に定められた日

(利用手続)

第 3 条 移管元行政機関等が利用する場合には、利用等規則第 28 条第 1 項に規定する移管元行政機関等利用請求書（以下「利用請求書」という。）の提出と合わせて、別紙様式の移管元行政機関等利用手続書（以下「利用手続書」という。）に必要事項を記入の上、原則として利用日の前日までに、館に提出することとする。この際、館は、利用手続書に従って、館において、利用目的、利用の権限を有する者であること等の確認を行う。

- 2 移管元行政機関等の名称が組織改編により移管した当時のものと異なる場合等には、当該移管元行政機関等が移管した当時の機関の後身であることを証明するものを提出しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合、次の第 2 号の方法において必要な費用は、移管元行政機関等が負担するものとする。
  - 一 閲覧室の受付に提出する方法
  - 二 電子メールを用いて館に送信する方法

(身分証の提示等)

第 4 条 移管元行政機関等に属する利用者（以下「利用者」という。）は、館において特定歴史公文書等を閲覧する場合又は次条に規定する館外閲覧のために館において特定歴史公文書等を受け取る場合、移管元行政機関等に属する者であることを証明するため、身分証を提示しなければならない。館は、利用者が利用の権限を有する者であることを確認し

た場合に、特定歴史公文書等を利用に供する。

- 2 電子公文書等の移管・保存・利用システムにより、館の外で特定歴史公文書等を閲覧する場合、館は、不正アクセス行為を防止するための対策を講じた上で、特定歴史公文書等を利用に供する。

(館外閲覧)

第5条 館は、利用者が館の外での閲覧を希望する場合は、館において特定歴史公文書等を引き渡すこととする。この場合、館は30日を限度として館の外での閲覧を認めることができる。

- 2 移管元行政機関等は、前項に規定する期限を超えて引き続き当該特定歴史公文書等を利用しようとする場合には、改めて利用請求書及び利用手続書を提出しなければならない。

- 3 前項に規定する提出の方法は、第3条第3項による。

- 4 利用者は、特定歴史公文書等を持ち出す場合及び館の外で閲覧をする場合には、その取扱いについて細心の注意を払うとともに、利用制限情報が記録されている特定歴史公文書等にあつては、当該利用制限情報を移管元行政機関等以外の第三者の目に触れることがないように十分留意しなければならない。

(返却確認)

第6条 移管元行政機関等は、利用者が館の外で閲覧した特定歴史公文書等を返却するとき、当該特定歴史公文書等を館に持参し、館の職員に直接引き渡さなければならない。館は、返却された特定歴史公文書等について検査を行い、滅失、破損及び汚損がないことを確認し、その旨を移管元行政機関等に通知する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

「歴史公文書等の行政利用等について」(平成13年4月2日館長決定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。